$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	0	総	O	$\cup$	O	0	$\bigcirc$	令	$\cup$	法	$\bigcirc$	O	$\bigcirc$	$\bigcirc$	を	0	$\bigcirc$	第	$\bigcirc$	$\bigcirc$	法	O	
がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)(抄)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)(抄) ———————————————————————————————————	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)(抄)	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)(抄)	合的に支援するための法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)(抄)【障害者の日常生活及び社会生活を	健康增進法(平成十四年法律第百三号)(抄) ———————————————————————————————————	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)(抄)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)(抄)	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)(抄) ———————————————————————————————————	和四年法律第九十六号)による改正後】32	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)(抄)【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(	律(令和四年法律第百四号)第六条の規定による改正後】27	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)(抄)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄) ———————————————————————————————————	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(抄)18	を改正する法律第四条の規定による改正後】	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抄)【全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄) ———————————————————————————————————	第六十八号)による改正後】	健康保険法(大正十一年法律第七十号)(抄)【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)(抄) ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	法律(令和五年法律第三十一号)第八条の規定による改正後】1	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)(抄)【全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する	

$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\circ$
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄)	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄) ———————————————————————————————————	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)(抄)	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)———————————————————————————————————	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)(抄) ———————————————————————————————————	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)(抄)53	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)(抄)
-	-	-	-	-	-	-

0 (令和五年法律第三十一号) 医療法 昭 和二十三年法律第二百五号) 第八条の規定による改正後】 (抄) 【全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の 部を改正 する法律

第一条の五 たる目的として組織され、 上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 この法律において、 かつ、 「病院」 運営されるものでなければならない。 とは、 医師又は歯科医師が、 病院は、 傷病者が、 公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、 科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主 二十人以

#### 2 (略

第一 条の六 この法律において、 「介護老人保健施設」とは、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の規定による介護老人保健施設をいう。

2 この法律において、 「介護医療院」とは、 介護保険法の規定による介護医療院をいう。

第六条の五 る者を誘引するための手段としての表示 何人も、 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、 (以下この節において単に「広告」という。) をする場合には、 虚偽の広告をしてはならない。 広告その他の医療を受け

2 前項に規定する場合には、 医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないよう、 広告の内容及び方法が、 次に掲げる基準

に適合するものでなければならない。

### 一~四 (略)

3 ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、 第一 項に規定する場合において、 次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少 次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

医師又は歯科医師である旨

### 診療科名

三 当該病院又は診療所の名称、 電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該病院又は診療所の管理者の氏名

四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

Ŧī. 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、

六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

### 七 (略)

八 は診療所における施設、 入院設備 の有 無 第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数 設備又は従業者に関する事項 医師、 歯科医師、 薬剤師、 看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又

- 九 を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるも 該 !病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、 年齢、 性別、 役職、 略歴その 他 の当該医療従事者に 関する事項であつて医療
- + | 措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、 医療の安全を確保するための措置、 個 人情 報 私の適正 立な取 扱いを確保するため
- 提供する者との連携に関する事 当該病院又は診療所との間における施設、 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、 設備又は器具の共同利用の状況その 他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サー これ 5 の者と
- 十二 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報 .関する情報の提供に関する事 項  $\mathcal{O}$ 提供、 第六条の 匹 第三項に規定する書面の交付その 他の当該病院又は 診 療 所 に お け る 療
- .関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関 する事項 (検査、 手術その他 の治療の方法については、 医 |療を受ける者による医療
- 十四四 '医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、 平均的な外来患者又は入院患者の数その 他の 医 |療の提供の結果に関する事項であ
- 十五 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
- 4 (略)

第六条の十二 業者に対する研 病院等の管理者は、 修の実施その 他の当該病院等におけ 前二条に規定するものの る医療の安全を確保するための措置を講じなけ ほ か、 厚生労働省令で定めるところにより、 ればなら 医療の安全を確保するため っない。 Ó 指 0) 策定、

## 第七条 (略)

- 2 す  $\mathcal{O}$ が、 るとき、 病院を開設した者が、 病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、 又は臨床研修等修了医師 病床数、 次の各号に掲げる病床の種別 及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開 ( 以 下 「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようと 厚生労働省令で定める場合を除き、 前項と同様とする。 設したも
- 精神病床 (病院の病床のうち、 精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。 以下同じ。
- する 定する指定感染症 感染症病床 類 感染症、 (病院の 同 (同法第四十四条の九の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。 条第三 病床のうち、 項に規定する二類感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (結核を除く。 同条第七項に規定する新型インフル (平成十年法 エンザ等感染症及び同条第八項に規 (律第百十四号) )の患者 (同法第八条 第六条第二項 (同 に規 法第 定

四十四条の九において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみ なされる者を含む。 並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。 以下同じ。)

- 結核病床 (病院の病床のうち、 結核の患者を入院させるためのものをいう。 以下同じ。)
- るためのものをいう。 療養病床 (病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させ 以下同じ。
- Ŧī. 般病床 (病院又は診療所の病床のうち、 前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)
- 3 省令で定める場合を除き、 診療所に病床を設けようとするとき、 当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。 又は診療所の病床数、 病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、 厚生労働
- 4 設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、 前三項の許可の申請があつた場合において、 その申請に係る施設の構造

### ~7 (略)

に適合するときは、

前三項の許可を与えなければならない。

## 第七条の三 (略)

- 2 求めることができる。 都道府県知事は、 理由等が十分でないと認めるときは、 申請者に対し、 第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に参加するよう
- 3 申請者は 前 項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、 これに応ずるよう努めなければならない
- 4 (略)
- 5 ば ならない。 申請者は、 前 項 0 規定により都道府県知事から求めがあつたときは、 都道府県医療審議会に出席し、 理由等について説明をするよう努めなけ れ
- 6 (略)
- 7 意見を聴かなけ 都道府県知事は、 ればならない。 前項の規定により第七条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、 あらかじめ、 都道府県医療審議会の

### 8 (略)

第八条 所在地の都道府県知事に届け出なければならない。 床研修等修了医師 臨床研修等修了歯科医師 又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、 開設後十日以内に、 診療所又は 助 産 所の

## 第三十条の三 (略)

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項

的な事項

- 兀 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供施設の機能に関する情報の提供 の推進に関する基 本
- 五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項
- 六 に医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項 地域における病床の機能 (病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。 以下同じ。 の分化及び 連

並び

- 七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項
- 八 かかりつけ医機能の確保に関する基本的な事項
- 九 医師の確保に関する基本的な事項
- 医療従事者(医師を除く。)の確保に関する基本的な事項
- + 第三十条の四第一 項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の 実施状況の評価に関する基本的な事項
- 十二 その他医療提供体制の確保に関する重要事項
- 3・4 (略

## 第三十条の四 (略)

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 都道 !府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事 項
- ための体制をいう。 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制 以下同じ。 )に関する事項 (医療提供施設相互間の機能 の分担及び業務 の連携を確 に保する
- 三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- 兀 0 0) 生 活習 治療又は予防に係る事業に関する事項 慣 気病その 他の 玉 民 の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるも

五. 次に 掲げる医療の 確 保に必要な事業 〇 以 下 「救急医療等確保事業」という。 )に関する事項 (ニに掲げる医療については、 その 確保が 必要な

場合に限る。

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、 又はそのおそれがあるときにおける医療

ニ へき地の医療

ホ 周産期医療

へ 小児医療(小児救急医療を含む。)

イからへまでに掲げるもののほか、 都道· |府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

ハ 居宅等における医療の確保に関する事項

七~九 (略)

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

十の二 かかりつけ医機能の確保に関する事項

十一 (略)

十二 医療従事者(医師を除く。)の確保に関する事項

十三 医療の安全の確保に関する事項

十四四 主として病院の病床(次号に規定する病床並びに精神病床、 感染症病床及び結核病床を除く。 及び診 療所 の病床の整備 を図るべ , き地: 域的

単位として区分する区域の設定に関する事項

十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、 主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の 療養病床又は 般 病 床で

あ つて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十六 (略)

療養病床及び一 般病床に係る基準病床数、 精神病床に係る基準病床数、 感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関

する事項

3 医療計画においては、 前項各号に掲げる事項のほ か、 次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする

地域 ·医療支援病院の整備の目標その他医療提供施設の機能を考慮した医療提供施設 の整備の 目 標に関する事 項

一 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

4 都道府県は 第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、 次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- 居宅等に 医 |療連携体制 おける医療ごとに定めること。 の構築の具体的な方策について、 第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからトまでに掲げる医療若しくは
- 医療連携体制の 構築の内容が、 患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができることを確保するものであること。
- 医療連携体制の構築の内容が、 医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであるこ

兀 医療連 携体 ·制が、 医療従事者、 介護保険法に規定する介護サービス事業者、 住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること。

### 5~13 (略

- 14 ようにするとともに、 都道府県は、 医療計画を作成するに当たつては、 公衆衛生、 薬事、 社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るように努めなければならな 他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるもの との 調 和 が 保たれる
- 15 都道府県は、 医療計画を作成するに当たつて、 当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは

関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

16 ければならない。 都道府県は、 医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、 診療又は調剤に関する学識経験者の団体の 意見を聴かな

#### 17 · 18 (略)

第三十条の六 調査、 第六号、第十号の二及び第十一号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの 分析及び評価を行い、 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号、 必要があると認めるときは、 当該都道府県の医療計画を変更するものとする。 第十号の二及び第十一号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項 (次項において 「特定事項」という。 について、

#### (略)

- 医療計画に第三十条の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、 当該各号に掲げる事項
- 2 道 都道府県は、 府県の医療計画を変更するものとする。 六年ごとに前項各号に掲げる事項 (特定事項を除く。) について、 調査、 分析及び評価を行い、 必要があると認めるときは、 当該

## 第三十条の十三 (略)

- 2 · 3 (略)
- 4 都 道 府県知事 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 第 一項及び第三 一項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 5・6 (略

## 第三十条の十四 (略

2 該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。 関係者は 前 項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、 これに協力するよう努めるとともに、

#### 3 (略

第三十条の十八の二 理者は、 を当該外来機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。 地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの (以下この条において「外来機能報告対象病院等」 厚生労働省令で定めるところにより、 という。) の管 次に掲げる事項

- 当該外来機能報告対象病院等において提供する外来医療のうち、 その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、 医療機器その 他 0 医 |療に関する
- 当該外来機能報告対象病院等が地域において前号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意

の内容

物資を重点的に活用するものとして厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの

# 三 その他厚生労働省令で定める事項

向を有する場合は、

その旨

2 は、 ずることができる 都道府県知事は、 期間を定めて、 当該外来機能報告対象病院等の開設者に対し、 外来機能報告対象病院等の管理者が前項 (第二号に係る部分を除く。) の規定による報告をせず、 当該管理者をしてその報告を行わせ、 又はその報告の内容を是正させることを 又は虚偽の報告をしたとき

#### 3 (略

第三十条の十八の三 地 来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、 の都道府県知事に報告することができる。 患者を入院させるための施設を有しない診療所 厚生労働省令で定めるところにより、 (以下この条において「無床診療所」という。) 次に掲げる事項を当該無床診療 の管理者は、 地域に おける外 所 の所在

- 当該無床診療所において提供する外来医療のうち、 前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療に該当するもの  $\mathcal{O}$
- る場合は、 当該無床診療所が地域において前条第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な診療所としての役割を担う意向を有す その旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

### 2 (略)

第三十条の十 は、 て「関係者」という。)との協議の場を設け、 て 外来医療に係る医療提供 「対象区域」という。 人の 五. 都道· 府県は、 )ごとに、 体制の 第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その 確保に関するものに限る。 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、 関係者との連携を図りつつ、 第五項において同じ。 次に掲げる事項 他の当該都道府県 )について協議を行い、 医療保険者その他の関係者 (第三号、 の知事が 第五号及び第六号に掲げる事項 その結果を取りまとめ、 適当と認める区域 (以下この項及び (以下この 公表するも につい 次 条にお い項にお

#### (略)

のとする。

- め 第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第 る外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事 項 項 第 号 の厚生労働 省令で定
- 三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事
- 前条第 号に規定する機能を確保するために必要な事 一項及び第三 項(同条第五項において準用する場合を含む。 の規定による報告を踏まえた対象区域における同条第一 項第一号及び第

項

- 五 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項
- 六 医療提 供 施設の建物の全部又は一部、 設備、 器械及び器具の効率的な活用に関する事項
- 七 その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項
- 該協議の場に 関係者は、 前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から おい て関係者間の協 議が調つた事項については、 その実施に協力するよう努めなければならない 水めがあつた場合には、 これに協力するよう努めるとともに、
- 3 8 関連するサービスに関する計画の内容を考慮するものとする。 保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画、 る事項に 都道府県は、 限る。 第 を協議する場合には、 項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項 関係する市町村の参加を求めるとともに、 介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その (介護その他医療と密接に関連するサービスに関するものとして厚生労働省令で定 当該市町村が作成した地域における医療及び介護の総合的 他医療と密
- 4 施 都道. れる事業の実施の状況及び地域包括ケアシステム )状況、 府県 システ 高 は 齢者保健事 ムをいう。 第 項の規定に基づき同項第四号に掲げる事項を協議する場合には、 業 第七十条第一項第二号及び第七十条の七において同じ。 (高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一 項に規定する高齢者保健事業をいう。 の構築に向け 対象区域における住民の た取組 0 状況に留意するものとす 健 康 の保持の その 推 他これと一 進に関する 項に規定する地域 施策 に行  $\mathcal{O}$ 実
- 5 道府 同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。 県 は 対 域 が ·構想区 . 域等と一 致する場合には、 当 該対象区域における第 一項の協議に代えて、 当該構想区域等における協議の場にお

略

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四号から第八号まで、 第三条、 第十八条、 第四条第三項、 第十九条第 第二十二条の二第二号若しくは第五号、 第四条の二第三項、第四条の三第三項、 項若しくは第二項、 第二十一条第一項第二号から第十一号まで若しくは第二項第二号、 第二十二条の三第二号若しくは第五号又は第二十七条の規定に違反した者 第八条、第八条の二第二項、第九条、 第十条、 第十一条、 第一 一十二条第一号若しくは 第十二条、第十六

二·三 (略)

 $\bigcirc$ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第六十四号) 抄

(目的)

第一 つつ、 護の総合的な確保を促進する措置を講じ、 条 康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。 この法律は、 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、 国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、 もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、 地域における創意工夫を生かし あわせて国民が生きがいを持ち 地域における医療及び介

(総合確保方針)

おける医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針 厚生労働大臣は、 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、 (以下「総合確保方針」という。) を定めなければならない。 地域に

- 2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項
- 保険法第百十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護
- 兀 前 次条第 一号に掲げるもの 一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的 つのほか、 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、 次条第一項に規定する都道 **尼府県計** 画 医療法第三十条の四 項
- 項に規定する医療計画(以下 「医療計画」という。)及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画 ( 以 下 都

道府県介護保険事業支援計画」という。)の整合性の確保に関する事項

- Ŧī. 公正 性及び透明性の 確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的 な事 項
- その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

#### 4 略

## 道府県計

第四条 の実施に関する計画 都道府県は、 総合確保方針に即して、 (以 下 「都道府県計画」という。)を作成することができる。 かつ、 地域の実情に応じて、 当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保の ため

- 2 都道府県計画においては、 おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 介護の総合的な確保に関する目標及び計画期間 0 整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域をいう。 医療介護総合確保区域 (地理的条件、 人口、 交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間 以下同じ。 )ごとの当該区域における医療及び
- 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項
- 1 医 「療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想」 (以下単に「地域医療構想」という。) の達成に向けた医療機関の施設又は設備
- 整備に関する事業
- 口 ľ, 地域医療構想の達成に向けた医療機関 )の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。 (地域における病床の機能 (医療法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。 )の運営の支援に関する事業 以 下同
- 次条第二項第二号イにおいて同じ。 地域における医療及び介護の総合的な確保のための医療介護総合確保区域における居宅等 )における医療の提供に関する事業 (同条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同号イ (居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。
- を含む。) 公的介護施設等の整備に関する事業 (次条第五項の規定により提出された市町村計画に掲載された同条第二項第二号ロ及びハに掲げる事業
- ホ 医療従事者の確保に関する事

に掲げる事業を含む。

- 介護従事者の確保に関する事業
- 1 より その他 提 出さ 地域における医療及び介護の総合的な確保のために実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事 れた市 町 村計 画に掲載された同条第二項第二号ニに掲げる事業を含む。) 業 (次条第五 項 の規定に
- 三 その 他地域における医療及び介護の総合的な確保のために必要な事項

施設

連合会の業務

第三十五条 づき情報を提供する業務及びこれに附帯する業務を行う。 連合会は、 国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、 第一条に規定する目的を達成するため、 第十二条第二項の規定に基

2 (略)

 $\bigcirc$ 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) (抄) 【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六

(設立及び業務)

十八号)による改正後]

第七条の二 健康保険組合の組合員でない被保険者 険協会 (以下「協会」という。) を設ける。 (以下この節において単に「被保険者」という。) に係る健康保険事業を行うため、 全国健康保

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付に関する業務

第六章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

もの 前二号に掲げる業務のほか、 協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外の

匹 が行う業務以外のもの 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、 日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であって第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣

五 第二百四条の七第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

六<br />
前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 (略)

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 (略)

給付を受けるものとする。

- 3 0) から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法 第一項の給付を受けようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 (以下「電子資格確認等」という。) により、 次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、 被保険者であることの確認を受け、 自己の選定するも 同項の
- た病床を除く。 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所 以下「保険医療機関」 という。) 又は薬局 (第六十五条の規定により病床の全部又は一 (以 下 「保険薬局」 という。 部を除い て指定を受けたときは、 その除外され
- 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、 当該保険者が指定したもの
- 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

### 4~7 (略

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

第六十五条 第六十三条第三項第一号の指定は、 政令で定めるところにより、 病院若しくは診療所又は薬局の 開設者の申請により行う。

更比点

2

- 3 厚生労働 大臣は、 第 項の申請があった場合において、 次の各号のいずれかに該当するときは、 第六十三条第三項 第 号の指定をしないことが
- 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る第六十三条第三項第 消され、 その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。 号 の指定・ を取
- 定による指導を受けたものであるとき 項 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、 (第八十五条第九項、 第八十五条の二第五項 保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第 第八十六条第四項、 第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。) の規
- により罰金の刑に処せられ、 当該申請 に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 この法律その 他国民の 保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定

- 兀 が なくなるまでの者であるとき。 該 申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、 拘禁刑以上の刑に処せら ń その執行を終わり、 又は執行を受けること
- 五. 険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。 二百二十六号) している者であるとき。 なく三月以上の期間にわたり、 いう。)について、 項第七号において「社会保険各法」という。 (律第二百四十五号)、 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、 高齢者の医療の確保に関する法律、 の規定による国民健康保険税を含む。 当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由 厚生年金保険法 当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保 (昭和二十九年法律第百十五号)又は国民年金法 地方公務員等共済組合法 の定めるところにより納付義務を負う保険料、 以下この号、 第八十九条第四項第七号及び第百九十九条第二項において「社会保険料」 (昭和三十七年法律第百五十二号) 、私立学校教職員共済法 この法律、 船員保険法 第八十九条第四項第七号において同じ。) (昭和三十四年法律第百四十一号) 負担金又は掛金 国民健康保険法 (地方税法 (昭和三 (昭和二十五年法律第 一年法律第百 (第八十九条第四 を引き続き滞納 (昭和二十八年 九 十二 لح
- 前各号のほか、 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、 保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるものであると
- る病床の全部又は 厚生労働大臣は、 第二項の病院又は診療所について第 部を除いて、 第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。 一項 の申請があった場合において、 次の各号のいずれかに該当するときは、 その 申請に係

4

働省令で定める員数及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たして ないとき。 当該病院又は診療所の医師、 歯科医師、 看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第1 一項第一号に規定する厚生労

### 一·三 (略)

ると認められるとき その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、 当該病院又は診療所の病床の利用に関し、 保険医療機関として著しく不適当なところがあ

# (保険医療機関又は保険薬局の指定の更新)

2

- 第六十八条 第六十三条第三項第 一号の指定は、 指定の日から起算して六年を経過したときは、 その効力を失う。
- その指定の効力を失う日前六月から 保険医療機関 (第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。) 又は保険薬局であって厚生労働省令で定めるものについては、 同日前三月までの間に、 別段の申出がないときは、 同条第 一項の申請があったものとみなす。 項の 規定により

# (保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条 厚 生労働大臣は、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り 消すこと

ができる。

九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 保険医又は保険薬剤師が、 第七十二条第一項 (第八十五条第九項、 第八十五条の二第五項、 第八十六条第四項 第百十条第七項及び第百 四十

九条において準用する場合を含む。 質問に対して答弁せず、 保険医又は保険薬剤師が、 若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、 第七十八条第一項 以下この号において同じ。 (第八十五条第九項、 )の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、 第八十五条の二第五項、 第八十六条第四項、 第七十八条第一 第百十条第七項及び第 項の規定による 百 +

三 (略)

兀 わり、 保険医又は保険薬剤師が、 この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰 (金の刑に処せられ) その執 行を終

五. 保険医又は保険薬剤師が、 又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。 拘禁刑以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったと

き

前各号に掲げる場合のほ か、 保険医又は保険薬剤師が、 この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に

(訪問看護療養費)

基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第八十八条 より、 問 問 機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。 認めたものに限る。)に対し、 看護に要した費用について、 看護」という。 居宅において継続して療養を受ける状態にある者 被保険者が、 )を行う事業をいう。)を行う事業所により行われる訪問看護 厚生労働大臣が指定する者 その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助 訪問看護療養費を支給する。 。 以 下 (主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると 「指定訪問看護事業者」という。 ( 以 下 「指定訪問看護」という。)を受けたときは、 から当該指定に係る訪問看護事業 (疾病又は負傷に その指定訪 (保険医療 以下 訪

2~13 (略)

(照合等の禁止)

第百五十条の三 前条第 項の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者 (以 下 「匿名診療等関連情報利用者」という。

切の事項をいう。 は、 することができない方式をいう。 該診療等関連情報から削除された記述等 匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、 )若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報 )で作られる記録をいう。 (文書、 図画若しくは電磁的記録 当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するために、 )に記載され、 (電磁的方式 若しくは記録され、 (電子的方式、 又は音声、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識 動作その他の方法を用いて表された一 当

#### (消土)

と照合してはならない。

第百五十条の四 関連情報を消去しなけ 匿名診療等関連情報利用者は、 れば ならない。 提供を受けた匿名診療等関連情報を利用する必要がなくなったときは、 遅滞なく、 当該匿 名診

## (安全管理措置)

第百五十条の五 ために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 匿名診療等関連情報利用者は、 匿名診療等関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理の

## (利用者の義務)

第百五十条の六 関連情報の内容をみだり 匿名診療等関連情報利用者又は匿名診療等関連情報利用者であった者は、 に他 人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。 匿名診療等関連情報の利用に関し て知り得た匿 名診療等

#### (手数料)

## 第百五十条の十 (略)

2 者 厚生労働大臣は、 であるときは、 政令で定めるところにより、 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の 当該手数料を減額し、 又は免除することができる。 向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める

#### 3 (略

### (保険料率)

第百六十条 支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、 千分の三十から千分の百三十までの範囲内におい て、 支部被保険者 以下同

ľ, を単位として協会が決定するものとする。

2 る。 前 項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率 以下 「都道府県単位保険料率」という。) は、 当該支部被保険者に適用す

3 5 17

略

(被保険者等記号・番号等の利用 制限等)

第百九十四条の二 保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。)を利用する者として厚生労働省令で定める者 (以下この条において「厚生労働大臣等」という。) は、 者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。 厚生労働大臣、 保険者、 保険医療機関等、 当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、 指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため 何人に対しても、 その者又はそ

2 6 略

船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)

 $\bigcirc$ 

(疾病保険料率)

2

第百二十一条 疾病保険料率は、 千分の四十から千分の百三十までの範囲内において、 協会が決定するものとする。

する。 疾病保険料率は、 次に掲げる額に照らし、 毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、 政令で定めるところにより算定するものと

項に規定する出産育児交付金の額を除く。) 第二十九条第一項各号及び第三十条に掲げる保険給付(次条第二項第二号に掲げるものを除く。)に要する費用の予想額 (第百十二条の二第

3 \ 11

略

三 の予定額 船員保険事業の事務の執行に要する費用(次条第二項第四号に掲げる費用を除く。) (第百十二条第二項の規定による国庫負担金の額を除く。 の予定額及び第百二十四条の規定による準備金の積立て

0 正 国民健 する法律第四条の規定による改正後] 康 保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 抄) 【全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための 健康保険法等 Ò 部 を改

(保険医療機関等の診療報酬)

第四 は、 に請求することができる費用の 1十五条 とする。 当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員) 市 町村及び組合は、 療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し市町村又は 額は、 療養の給付に要する費用の額から、 が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない 当該療養の給付に関し被保険者 (第五十七条に規定する場合にあ 一部負担金に相当する額を控除した 組合 って

- 2 前 項の 療養の給付に要する費用の額の算定については、 健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例による
- 3 市 町村及び 組 合は、 都道府県知事の認可を受け、 保険医療機関等との契約により、 当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する第
- 項の 療養の給付に要する費用の 額につき、 前項の規定により算定される額の範囲内において、 別段の定めをすることができる。
- 4 算定方法及び 市町村及び 組合は、 前 項の 定めに照らして審査した上、支払うものとする。 保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額

5~8 (略)

(業務)

第八十五条の三 て準用する場合を含む。 保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行う。 連合会は、 の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、 第四十五条第五項 (第五十二条第六項、 第五十二条の二第三項、 第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項にお 入院時 '生活療養

- 2 連合会は、 前項に規定する業務のほか、 国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、 次に掲げる業務を行うことができる。
- 第五十八条第三項の規定により市町村及び組合から委託を受けて行う同条第一項の保険給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の 事
- 行う第三者に対する損害賠償金の 第六十四 条第四項の規定により市町村及び組合並びに市町村から委託を受けて同条第三項の規定による事務を行う都道府県から委託を受けて 徴収又は収納の事務
- | 前二号の業務に附帯する業務

3

- 四 前三号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の円滑な運営に資する事業
- る特定健康診査等をいう。)に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報 連合会は 前 一項に規定する業務の ほ か、 診療 報酬請求書及び特定健康診査等 (高齢者の医療の確保に関 する法律第十八条第一 一項第 号に規定 0 収

整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができる。

4

- 掲げる業務を行うことができる。 連合会は、 この法律及び他の法令の規定により連合会が行うこととされている業務のほか、 当該業務の遂行に支障のない範囲内において、 次に
- 都道府県、 市町村、 法人その他の団体の委託を受けて行う保健、 医療及び福祉に関する業務
- 前号の業務に附帯する業務
- $\bigcirc$ 高 齢者の 医 療 の確保に関する法律 昭 和五十七年法律第八十号) (抄

#### (定義)

第七条 この法律において「医療保険各法」とは、 次に掲げる法律をいう。

- 健康保険法 (大正十一年法律第七十号)
- 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)
- 三 国民健康保険法 昭 和三十三年法律第百九十二号
- 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)

兀

- 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)
- 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 2 (略)

六 五.

- この法律において「加入者」とは、 次に掲げる者をいう。
- 健康保険法の規定による被保険者。 ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 船員保険法の規定による被保険者
- 国民健康保険法の規定による被保険者
- 兀 三 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- Ŧī.
- 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 六 養者。 健康保険法、 ただし、 健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 船員保険法、 国家公務員共済組合法 (他の法律において準用する場合を含む。) 又は地方公務員等共済組 合法 の規定による被扶
- 七 健康保険法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、 その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至る

雇 までの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。 特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同 ただし、 同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日 法の規定

(医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画)

によるその者の被扶養者を除く。

第八条 ともに、六年ごとに、 を総合的かつ計画的に推進するため、 厚生労働大臣は、 六年を一期として、 国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針 医療費適正化を推進するための計 画 (以下「全国医療費適正化計画」という。 医療に要する費用の適正化 ( 以 下 「医療費適正化基本方針」という。 (以下 「医療費適正化」という。) )を定めるものとする。 )を定めると

- 2 医療費適正化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- るべき基本的な事項 次条第 一項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべ き標準その他の当 該計 一画の作成に当たつて指針とな
- 次条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項
- 三 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進に関する重要事項
- 3 る基本指針及び健康増進法 医療費適正化基本方針 は、 医療法第三十条の三第一項に規定する基本方針、 (平成十四年法律第百三号) 第七条第一項に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならな 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十六条第 項に規定
- 4 全国医療費適正化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 国民の 健 康の保持の 推進に関し、 医療費適正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事 項
- 医 位療の 効率的な提供の推進に関し、 医療費適正化の推進のために国が達成すべき目標に関する事
- 三 前二号の目標を達成するために国が取り組むべき施策に関する事項
- 兀 一 号 及び第二号の目標を達成するための 保険者、 後期高齢者医療広域連合、 医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- 五 (略)
- 六 る医療費適正化の効果その他厚生労働省令で定める事項を踏まえて、 る費用の見込み 前号に掲げる事項、 (第十一条第七項において「国の医療に要する費用の目標」 第一 号及び第二号の目標を達成するための国民の健康の保持の推進及び医療の効率的 厚生労働省令で定めるところにより という。 )に関する事項 算定し にな提 供の た計画 推進 (T) 期間 により達成が見込ま における医療に要
- 七 計画の達成状況の評価に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、医療費適正化の推進のために必要な事項

都道 府県医療費適正 化 画

九条 以下 都道府県は 都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。 医療費適正化基本方針に即して、六年ごとに、六年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための 計 画

- 2 都道府県医療費適正化計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 住民の 健 康の保持の推進に関し、 当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事

当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関

民する事

項

三 略

医療の

効

率的な提供の推進に関し、

兀 まれる医療費適正化の効果を踏まえて、 前号に掲げる事項並びに第一号及び第二号の目標を達成するための住民の健康の保持の推進及び医療の効率的 厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み な提供の推 進により 達 (第十一条 成が見込

第四項において「都道府県の医療に要する費用の目標」という。)に関する事項

3

- 都道府県医療費適正化計画においては、 前項第 一号及び第 一号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項 前項に規定する事項のほか、 おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。
- 前項第 一号及び第一 一号の目標を達成するための保険者、 後期高齢者医療広域連合、 医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事
- 三 当該都道 府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- 10 略

兀

計

画の

達

成

状況の

評

価

に関する事項

国 .民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供

れ 十六条の二 にするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。 労働省令で定める者 ぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。 次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそ 厚生労働大臣は、 (次条において「本人」という。 国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報 )を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないよう 以下同じ。 (医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他 を利用し、 又は厚生労働省令で定めるところに この厚生

玉 0) 他 0 行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関 はする調

査

究

大学その 他 の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、 診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研

項

- 三 広告又は宣伝に利 民間 !事業者その他の厚生労働省令で定める者 用するために行うものを除く。 医療分野 の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務 (特定の 商品又は 役務 0
- 2 Ļ 名診療等関連情報及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結し 厚生労働大臣 又は連 「結して利用することができる状態で提供することができる。 は 前項の規定による利用又は提供を行う場合には、 当該匿名医療保険等関連情報を健康保険法第百五十条の一 第一 項に規定 て利用 する
- 3 ならない。 厚生労働大臣は 第一 項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合には、 あらかじめ、 社会保障審議会の意見を聴かなけれ

## (照合等の禁止)

第十六条の三 名医療保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。 方法を用いて表された一 識別するために、 人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、 は、 匿名医療保険等関連情報を取り扱うに当たつては、 前条第 当該医療保険等関連情報から削除された記述等 項の規定により匿名医療保険等関 切の事項をいう。 若しくは匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得 連情報の提供を受け、これを利用する者 当該匿名医療保険等関連情報の作成に用いられた医療保険等関連情報に係る本人を (文書、 図画若しくは電磁的記録 以下 (電磁的方式 若しくは記録され、 「匿名医療保険等関連情報利 (電子的方式、 又は音 声、 磁気的方式その他 動 又は当該匿 作その他の 用 者」とい

#### (消去)

第十六条の四 医療保険等関連情報を消去しなければならない。 匿名医療保険等関連 情報利用者は、 提供を受けた匿名医療保険等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、 遅滞なく、 当該匿名

## (安全管理措置)

第十六条の五 安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 匿名医療保険等関連情報利用者は、 匿名医療保険等関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他の当該匿名医療保険等関 連情 報 0

## 利用者の義務)

第十六条の六 匿名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 匿名医療保険等関連情報利用者又は匿 名医療保険等関連情報利用者であつた者は、匿 又は不当な目的に利用してはならない。 |名医療保険等関連情報の 利用 に 関 して知り得た

### (立入検査等)

## 第十六条の七 (略

- 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、 当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係人の請求があるときは、
- これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

#### (手数料)

## 第十七条の二(略)

- 2 者であるときは、 厚生労働大臣は、 政令で定めるところにより、 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の 当該手数料を減額し、 又は免除することができる。 向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める
- 3 (略)

## (前期高齢者交付金の額)

超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、 交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。 年度の確定前期高齢者交付金の額に満たないときは、 し、前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者交付金の額からその 前条第 一項の規定により各保険者に対して交付される前期高齢者交付金の額は、 当該年度の概算前期高齢者交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高 当該年度の概算前期高齢者交付金の額とする。 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同 ただ 一齢者

### 2 (略)

## (前期高齢者納付金の額)

第三十七条 定 とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、 年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超えるときは、当該年度の概算前期高齢者納付金の額からその超える額 前期高齢者 前条第 納付金の額に満たないときは、 項の規定により各保険者から徴収する前期高齢者納付金の額は、 当該年度の概算前期高齢者納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者 当該年度の概算前期高齢者納付金の額とする。 前々年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確 納 付 調整 前

金額との合計額を加算して得た額とする。

略

(広域連合の設立

第四十八条 を処理するため 市町村は、 都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設ける 後期高齢者医療の事務 (保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)

被保険者

ものとする。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする

- 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者
- る程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、 厚生労働省令で定めるところにより、 政令で定め

、後期高齢者支援金の額

第百十 合計額を加算して得た額とする。 とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後 年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超えるときは、当該年度の概算後期高齢者支援金の額からその超える額 高齢者支援金の額に満たないときは、 -九条 前条第 項の規定により各保険者から徴収する後期高齢者支援金の額は、 当該年度の概算後期高齢者支援金の額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との 当該年度の概算後期高齢者支援金の額とする。 前 Þ

2 略

保険者協議会

第百五十七条の二 推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、 への協力のため、 共同して、 加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の 都道府県ごとに、 保険者協議会を組織する

- 前 項の保険者協議会は、 次に掲げる業務を行う。
- 特定健 康 診査等の実施、 高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間

の連絡調整

保険者に対する必要な助言又は援助

 $\equiv$ 医療に要する費用その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報についての調査及び分析

四 都道府県医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析

3 (略)

○ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(

(保険者)

第三条 市町村及び特別区は、 この法律の定めるところにより、 介護保険を行うものとする。

2 市 町村及び特別区は、 介護保険に関する収入及び支出について、 政令で定めるところにより、 特別会計を設けなければならな

第八条 (略)

2 27 (略)

28

保健施設に入所する要介護者に対し、 び 者」という。)に対し、 できるようにするための支援が必要である者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。 この法律において「介護老人保健施設」とは、 に日常生活上の世話をいう。 を行うことを目的とする施設として、 施設サービス計画に基づいて、看護、 施設サービス計画に基づいて行われる看護、 第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、 要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、 医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世 医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並 「介護保健施設サービス」とは、 以下この項において単に 居宅における生活を営むことが 介護老人 「要介護

管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、 省令で定めるものに限る。 一の管理、 この法律において「介護医療院」とは、 の許可を受けたものをいい、 看護、 医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。 以下この項において単に「要介護者」という。)に対し、 「介護医療院サービス」とは、 要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者 介護医療院に入所する要介護者に対し、 施設サービス計画に基づいて、 施設サービス計画に基づいて行われる療養 (その治療の必要の程度につき厚生労働 第百七条第一 療養上の管理、 項の都道 看護、 医学的 府県知

29

(基本指針)

第百十六条 (略)

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 介護給付等対象サー ビスを提供する体制の 確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事
- たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 次条第 項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第 号の介護給付等対象サービスの 種類ごとの量の見込みを定めるに当

### 3 • 4 (略)

その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

(都道府県介護保険事業支援計画)

第 百十八条 都道府県は、 基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の 円滑な実施の支援に関する計 画 以下 都 道 府県介

護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県介護保険事業支援計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- ビスの量 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、 の見込み 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地 他の介護給付等対
- くは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等 都道府県が取り組むべき施策に関 する事項 0 軽減若
- 一 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 都道府県介護保険事業支援計画においては、 前項各号に掲げる事項のほ か、 次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るため の事業に関する事
- 一 介護サービス情報の公表に関する事項
- 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に資する事業に関する事
- 兀 産性の向上に資する事業に関する事項 介護給付等対象サービスの提供又は地域支援事業の実施のための事業所又は施設における業務の効率化、 介護サー ・ビスの 質の向上その 他 生
- 五. 介護保険施設相互間 の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るため の事業に関する事
- 七 六 介護予防 第 号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第 日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間 項の規定による届出が行われている有料老人ホ 0 連絡調整を行う事業に関する事 ム及び登録住宅のそれ 項

ぞれの入居定員総数

#### 4 12 (略

## (照合等の禁止)

第百十八条の四 名介護保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。 方法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、 識別するために、 う。 ) は、 人の知覚によっては認識することができない方式をいう。 匿名介護保険等関連情報を取り扱うに当たっては、 前条第一項の規定により匿名介護保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者 当該介護保険等関連情報から削除された記述等 )で作られる記録をいう。 当該匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた介護保険等関連情報に係る本人を (文書、 図画若しくは電磁的記録 )に記載され、 (以 下 (電磁的方式 若しくは記録され、 匿名介護保険等関連情報利用者」とい (電子的方式、 又は音声、 磁気的方式その他 動作その他の 又は当該匿

#### (消世)

第百十八条の五 名介護保険等関連情報を消去しなければならない。 匿名介護保険等関連情報利用者は、 提供を受けた匿名介護保険等関連情報を利用する必要がなくなったときは、 遅滞なく、

## 安全管理措置)

第百十八条の六 安全管理のために必要 匿名介護保険等関連情報利用者は、 か 0 適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 匿名介護保険等関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他 の当該匿名介護保険等関連 情報

## 利用者の義務)

第百十八条の七 た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 匿名介護保険等関連情報利用者又は匿名介護保険等関連情報利用者であった者は、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得 又は不当な目的に利用してはならない。

#### (手数料)

## 第百十八条の十一(略

2 者 として政令で定める者であるときは、 厚生労働大臣は、 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進のために特に重要な役割を果たす 政令で定めるところにより、 当該手数料を減額し、 又は免除することができる。

### 3 (略)

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十四号) 抄

附 則 0

(移行計 画 『の認定》

第十条の三 し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。 経過措置医療法人であって、新医療法人への移行をしようとするものは、 その移行に関する計画 以下 「移行計画」という。) を作成

2 移行計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

兀 移行の期限 (略)

五. (略) (略)

3 5

 $\bigcirc$ (令和四年法律第百四号) 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の規定による改正後】 抄) 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の

第四条 この法律で、 児童とは、 満十八歳に満たない者をいい、 児童を左のように分ける。

乳児 満一歳に満たない者

幼児 満一歳から、 小学校就学の始期に達するまでの

少年 小学校就学の始期から、 満十八歳に達するまでの者

る程度である児童をいう。

七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律 この法律で、障害児とは、 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、 (平成十七年法律第百二十三号) 第四条第一 精神に障害のある児童(発達障害者支援法 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定め (平成十六年法律第百六十

部を改正する法律

この 法律で、 保護者とは、 親権を行う者、 未成年後見人その他の者で、 児童を現に監護する者をいう。

て厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。 ることにより、 この法律で、 長期にわたり療養を必要とし、 小児慢性特定疾病とは、 及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、 児童又は児童以外の満日 一十歳に満たない者 (以 下 「児童等」という。)が当該疾病にか 療養のために多額の費用を要するも かつてい

- ② この法律で、小児慢性特定疾病児童等とは、次に掲げる者をいう。
- る児童 都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。)に通い、 ( 以 下 「小児慢性特定疾病児童」という。) 又は入院する小児慢性特定疾病にか かつてい
- に限る。 指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、 以下 「成年患者」という。) 又は入院する小児慢性特定疾病にかかつている児童以外の満二十 -歳に満たない者 (政令で定めるもの
- 3 この法律で、 社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。)をいう。 小児慢性特定疾病医療支援とは、 小児慢性特定疾病児童等であつて、 当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働 大臣

第十九条の二 特定疾病医療支援 疾病児童に係る同条第七項に規定する医療費支給認定保護者 効期間内において、 童又は医療費支給認定を受けた成年患者(以下この条において「医療費支給認定患者」という。)が、次条第六項に規定する医療費支給認定 当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、 都道府県は、 以下 指定小児慢性特定疾病医療機関 「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。 次条第三項に規定する医療費支給認定 (同条第五項の規定により定められたものに限る。) から当該医療費支給認定に係る小児慢性 (次項において「医療費支給認定保護者」という。 (以下この条において「医療費支給認定」という。 小児慢性特定疾病医療費を支給する。 )を受けたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 )又は当該医療費支給認定患者に )に係る小児慢性特定疾病児 当該小児慢性 特定 0) 有

#### ②·③ (略

都道府県知事の定める医師 性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものを を添えて、 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、 都道府県に申請しなければならない。 (以下「指定医」という。) の診断書 前条第一 (小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、 項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、 かつ、当該小児

② 指定医の指定の手続その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- 3 定」という。 第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、 都道府県 は、 を行うものとする。 第 項 Ó 申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかつており、 小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定 カュ つ、 当該 小児慢性特定疾病 以下 の状態が第六条 医療費支給認
- 4 労働省令で定める場合を除く。 又は成年患者について医療費支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。 都道府県は、 第一項の申請があつた場合において、 ) は、 あらかじめ、 次条第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に当該申請に係る小児慢性特定疾病児童 医療費支給認定をしないこととするとき (申請の形式上の要件に適合しない場合とし 五の保護 て厚生
- (5) 定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるものを定めるものとする。 都道府県は 医療費支給認定をしたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 指定小児慢性特 :定疾病医療機関の 中 ガ 5 当 該医療費支給認
- 6 医療費支給認定は、 その効力を有する。 厚生労働省令で定める期間 (次項及び第十九条の六第一項第二号において「医療費支給認定の有効期間」 内に限
- 7 う。)又は当該医療費支給認定を受けた成年患者 都道府県は 医療費支給認定をしたときは、 当該医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童の保護者 (以下「医療費支給認定患者」という。) に対し、厚生労働省令で定めるところにより、 (以下 「医療費支給認定保 護 医
- 8 労働大臣が定める程度であると診断した日、 支給認定の 医療費支給認定は、 有効期間を記載した医療受給者証 指定医が当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性特定疾病の状態が第六条の一 又は当該医療費支給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める (以下「医療受給者証」 という。)を交付しなければならない。 第三 一項に規定する厚生
- 9・⑩ (略)

の期間

前の

日

のい

ず

れか遅い日に遡つてその効力を生ずる。

(11) たものとみなす。 前 項の規定による支払があつたときは、 当該医療費支給認定保護者又は当該医療費支給認定患者に対 Ļ 小 ・児慢性特定疾病医療費の 支給 が あ

的記録 は匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、 意小児慢性特定疾病関連情報に係る本人を識別するために、 報利用者」という。 一条の四 (電磁的方式 若しくは記録され、 の 三 前 (電子的方式、 条第一 は、 又は音声、 項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者 匿名小児慢性特定疾病関 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。 動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。 連情報を取り扱うに当たつては、 当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された記述等 当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の 又は当該匿名小児慢性特定疾病関連情 第三十三条の二十三の四において同じ。 ( 以 下 「匿名小児慢性特定 (文書、 作成に用いら 報を他の 図画若しくは 情報 疾病関連 ) に 記 若 れた同 と照 電磁

合してはならない。

第二十 滞なく、 一条の 当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を消去しなければならない。 兀 の四 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、 提供を受けた匿名小児慢性特定疾病関連情報を利用する必要がなくなつたときは、

第二十一条の四 児慢性特定疾病関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 0) 五. 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、 匿名小児慢性特定疾病関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防 止 その他の当該匿名小

第二十一条の 利用に 関 兀 して知り得た匿名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 の六 匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者又は匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者であつた者は、 又は不当な目的に利用してはならな 匿名小児慢性特定疾病関 連情

## 第二十一条の四の十 (略

- 2 とができる。 するために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、 厚生労働大臣は 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保 政令で定めるところにより、 当該手数料を減額 又は免除 健 の向 するこ 上に
- 3 第一項の規定により 国立成育医療研究センター等に納められた手数料は、 国立成育医療研究センター等の収入とする。

# 第二十一条の五の二十九(略)

- 2 )例により算定した額から、 した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額) 版体 不自 由児通 所医療費の額は、 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額 一月につき、 肢体不自由児通所医療 を控除して得た額とする。 (食事療養を除く。) につき健康保険の療養に要する費用の (当該政令で定める額が当該算 額の算定方法
- 3 保護者が当該指定障害児通所支援事業者に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、 通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者から肢体不自由児通所医療を受けたときは、 付決定保護者に支給すべき額の限度において、 当該通所給付決定保護者に代わり、 当該指定障害児通所支援事業者に支払うことができる。 市町村は、 肢体不自由児通所医療費として当該通 当該障害児に係る通所給付 決定 所

当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす

## 第二十四条の二十 (略)

4

前

頃の

規定による支払があつたときは、

② 障害児入所医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。

- 額を超えるときは 入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額 同 <u>ー</u> 月に受けた障害児入所医療 当該相当する額) (食事療養を除く。) につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 を控除して得た額 (当該政令で定める額が当該算定した額の百分の 十に いから、 相当する 当 該
- 五条第二項に規定する食事療養標準負担額、 当該障害児入所医療 (食事療養に限る。) につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、 入所給付決定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を控除した額 当該障害児に係る入所給付決定保護者が 健康保険 法第八十
- 3 こ額の限度において、 |該指定障害児入所施設等に支払うべき当該障害児入所医療に要した費用について、 入所給付決定に係る障害児が指定障害児入所施設等から障害児入所医療を受けたときは、 当該入所給付決定保護者に代わり、 当該指定障害児入所施設等に支払うことができる。 障害児入所医療費として当該入所給付決定保護者に支給すべ 都道府県は、
- 4 項の規定による支払があつたときは、 当該入所給付決定保護者に対し障害児入所医療費の支給があつたものとみなす。

第三十三条の二十三の四 利用者」という。 連情報に係る本人を識別するために、 の方法に関する情報を取得し、 は、 匿名障害児福祉等関連情報を取り扱うに当たつては、 前条第一 又は当該匿名障害児福祉等関連情報を他の情報と照合してはならない。 項の規定により匿名障害児福祉等関連情報の提供を受け、 当該障害児福祉等関連情報から削除された記述等若しくは匿名障害児福祉等関連情報の作成に用いら 当該匿名障害児福祉等関連情報の作成に用いられた障害児福 これを利用する者 (以下 「匿名障害児福祉等関 れた加 祉 等関 情

第三十三条の二十三の五 当該匿名障害児福 匿名障害児福祉等関連情報利用者は、 祉等関連情報を消去しなければならない。 提供を受けた匿名障害児福祉等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、 遅

第三十三条の二十三の六 祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない 匿名障害児福祉等関連情報利用者は、 匿名障害児福祉等関連情報の漏えい、 滅失又は毀損 の防止 せその他 の当該匿 |名障 .害児

第三十三条の二十三の 関して知り得た匿名障害児福祉等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 Ł 匿名障害児福祉等関連情報利用者又は匿名障害児福祉等関連情報利用者であつた者は、 又は不当な目的に利用してはならな 匿名障害児福 祉等関連情 利用

# 第三十三条の二十三の十一(略)

2 め る者であるときは、 Z閣総理· 大臣は、 前項の 政令で定めるところにより、 手数料を納めようとする者が都道府県その他の障害児の 当該手数料を減額し、 又は免除することができる。 福 祉 の増進の ために特に重要な役割を果たす者として政令で定

滞

③ 第一項の規定により連合会等に納められた手数料は、連合会等の収入とする。

0 年法律第九十六号)による改正後】 予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号)(抄)【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和

## (照合等の禁止)

第二十五条 う。 ) は、 又は当該匿名予防接種等関連情報を他の情報と照合してはならない。 作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名予防接種等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、 識別するために、 匿名予防接種等関連情報を取り扱うに当たっては、 前条第一項の規定により匿名予防接種等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名予防接種等関連情報利用者」とい 当該予防接種等関連情報から削除された記述等 当該匿名予防接種等関連情報の作成に用いられた予防接種等関連情報に係る本人を (文書、 図画若しくは電磁的記録に記載され、 若しくは記録され、 又は音声、動

#### (消世)

第二十六条 防接種等関連情報を消去しなければならない。 匿名予防接種等関連情報利用者は、 提供を受けた匿名予防接種等関連情報を利用する必要がなくなったときは、 遅滞なく、 当該匿名予

## (安全管理措置)

第二十七条 全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 匿名予防接種等関連情報利用者は、 匿名予防接種等関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他の当該匿名予防接種等関連情報の安

## (利用者の義務)

第二十八条 名予防接種等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 匿名予防接種等関連情報利用者又は匿名予防接種等関連情報利用者であった者は、 又は不当な目的に利用してはならない。 匿名予防接種等関連情報の利用に関して知り得た匿

#### (手数料)

第三十二条 (略)

厚生労働大臣は、 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める

2 者であるときは、 政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、 又は免除することができる。

3

(略)

0 母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号)

(用語の定義

第六条 2 • 3 (略) (略)

4 この法律において「保護者」とは、 親権を行う者、 未成年後見人その他の者で、 乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

いう。

6 5

(略)

この法律において「未熟児」とは、

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものを

(養育医療

第二十条 市町村は、 養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、 その養育に必要な医療 (以 下 「養育医療」という。

の給付を行い、 又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 (略)

3 養育医療の給付の範囲は、 次のとおりとする。

診察

薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、 手術及びその他の治療

匹 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五. 移送

4 養育医療の給付 は、 都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局 。 以 下 「指定養育医療機関」という。)に委託して

行うものとする。

都道府県 知 事 は、 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、 第一 項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する

5

- 6 が 一十一条の四第一項において同じ。)が負担することができないと認められる額とする。 できる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者 第 項の規 定により支給する費用の額は、 次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求すること (民法 (明治二十九年法律第八十九号) に定める扶養義務者をいう。 第
- 7 (略)
- $\bigcirc$ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) 抄

第一条 この法律において「被爆者」とは、 次の各号のいずれかに該当する者であって、 被爆者健康手帳の交付を受けたもの

- 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者
- 前二号に掲げる者のほか、 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者 原子爆弾が投下された際又はその後において、 身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者
- 兀 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者

### 医療の給付

るため現に医療を要する状態にある場合に限る。 付を行う。 厚生労働大臣は、 ただし、 当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、 又は疾病にかかり、 現に医療を要する状態にある被爆者に対し、 その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けてい 必要な医療の給

- 前項に規定する医療の給付の範囲は、 次のとおりとする。
- 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、 手術及びその他の治療並びに施
- 兀 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その 他 心の看護
- Ŧī. 病院又は診療 所への入院及びその療養に伴う世話 その 他 の看
- 六 移送

3 行うものとする 項に規定する医療の給付は、 厚生労働 大臣が第十二条第一 項の規定により指定する医療機関 以下 指定医療機関」 という。 に委託

# 一般疾病医療費の支給)

第十八条 康保険 爆者一 よる医療の 若しくは高齢 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受け、 による医療に関する給付として行われたときは、 二十二年法律第五十号)、 十七年法律第八十号)、 等共済組合法 ただし、その者が、 以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。 性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、 法、 般疾病医療機関」という。)から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、 規定により医療に関する給付を受け、 厚生労働大臣は、 現 国家公務員共済組合法 物給付として行われたときは、 者の医療の (昭和三十七年法律第百五十二号) (以下この条において「社会保険各法」という。 当該負傷若しくは疾病につき、 介護保険法 確保に関する法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団 船員法 被爆者が、 (昭和三十三年法律第百二十八号。 (昭和二十二年法律第百号) 若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター (平成九年法律第百二十三号) 、労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号) 、労働者災害補償保険 負傷又は疾病 若しくは受けることができたとき、 当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。 当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法 (第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、 又は受けることができたときは、 他の法律において準用し、 都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関 又は当該医療が法令の規定により国若しくは地 又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一 又は例による場合を含む。) )、高齢者の医療の確保に関する法律 当該療養の給付に関する当該社会保険各法 (昭和十四年法律第七十三号)、 0) 法 限度において支給するものとす (平成十四年法律第百六十二 (その者が社会保険各法 若しくは地方公務員 遺伝性疾病、 方公共団体の負担 般疾病医療機関 体の ( 以 下 法 国民 (昭 和 和 五

- 2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。
- 3 に お いて、 爆者が被爆者 その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、 般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、 当該被爆者に代わり、 厚生労働大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額 当該医療機関に支払うことができる。
- 4 前 規定による支払があったときは、 当該被爆者に対し、 般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5

定による支払をしない旨の決定をするまでは、 て被爆者 社会保険各法若しくは高齢者の医 き 部 一般疾病医療 負担 金は、 当該: 機関 社会保 から医療を受ける場合には、 険各法又は 療の確保に関する法律の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、 支払うことを要しない。 高齢 者 の医 当該社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により当該医療機関に支 療 0 確保に関す る法律の規定にかかわらず、 当該医 第 |療に関し厚生労働 項に規定する負傷又は 大臣が第三項 疾病につ の規

 $\bigcirc$ 感染症の 予 防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四 号) 抄

(予防計

第十条 都道府県は、 基本指針に即し 感染症の予防 のための施策の実施に関する計画 (以下この条及び次条第二項において 予防計 画」とい

を定めなけ ればならな

2 前 項の予防計 画は、 当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

地域の 実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止 のための施策 に関する事項

感染症 及び病原体等に関する情報の収集、 調査及び研究に関 する事項

三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

兀

五. 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、 又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省

令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

七 第四十四条の三第二 一項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項

八 第四十四条の三の二 第一 項に規定する新型インフルエンザ等感染症外 出自粛対象者又は第五十条の三第 項 に規定する新 感染症外 出

者の療養生活の環境整備に関する事項

九 第六十三条の三第 項の規定による総合調整又は第六十三条の四の 規定による指示の方針に関する事項

+ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

感染症 の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、 病原体等の検査の実施並びに医療の提供のため Ó 施策 (国との 連携及び地方公共団

体相互間の連絡体制の確保を含む。 に関する事項

項の予防計画に お いては、 前項各号に掲げる事項の ほ か、 当該都道府県における感染症に関する知識の普及に関する事項について定めるよ

う努め るものとする。 3

*4 \* 19 略

自 粛 対

# (医師の届出)

ば 項及び第六項 性別その ならない。 保健所長を経由して都道府県知事 他厚生労働省令で定める事項を、 医 師 は、 第十四条の二 次に掲げる者を診断したときは、 一第一項及び第七項、 (保健所設置市等にあっては、 第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、 第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。)において同じ。 厚生労働省令で定める場合を除き、 その長。 以下この章 第一号に掲げる者については直ちにその (次項及び第三項) 性別その他厚生労働省令で定める事項 次条第三項及び第四項、 者 に届け出なけれ 第十四条第 氏 を 年 齢

- フ ルエンザ等感染症の 類感染症の患者、 二類感染症、 患者及び新感染症にかかっていると疑われる者 三類感染症又は四類感染症 の患者又は 無症状病原体保有者、 厚生労働省令で定める五 類感染症又は 新 型イン
- 厚生労働省令で定める五類感染症の患者 (厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。
- 2 であって厚生労働省令で定めるものをいう。第十五条第十三項及び第十四項、 ては厚生労働省令で定める期間内に、 前 -四条の三の五第四項並びに第五十条の六第四項を除き、 頭の規定による届出を受けた都道府県知事は、 当該届出の内容を、 同項第 電磁的方法 一号に掲げる者に係るものについては直ちに、 以下同じ。 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の )により厚生労働大臣に報告しなければならない。 第三十六条の五第四項から第六項まで、 同 .項第二号に掲げる者に係るも 第三十六条の八第三項 技術を利用する方法 のにつ 第
- 3 る者に通報しなければならな 道府県知事は、 次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、 当該届出の内容を、 電磁的方法により当該各号に定め
- その居住 その管轄する区域外に居住する者 地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事 当該者の居住地を管轄する都道府県知事 (その居 住 地が 保健 所設置市 等  $\dot{O}$ 区域 の内に あ る場合にあ って
- その管 轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の )居住地, を管轄する保健所設置 市 0
- 臣」とあるのは 前二項 保健所設置 前項第 0 別規定は、 一号及び第一 市等以外の保健所設置市等の長が」と読み替えるものとする。 「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事 保健所設置市等 二号中 「その管轄する」とあるのは の長が第一 項の規定による届出を受けた場合について準用する。 「管轄都道府県知事の管轄する」と、 (次項各号において「管轄都道 同号中 この場合におい 「保健所設置市等の て、 府県知事」 第一 長が」とあるのは 項中 という。)」 厚 生労働
- 5 を第二項又は第三項 をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない 項の規定による届出をすべき医師 (これらの規定を前項において準用する場合を含む。 (厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に限る。 の規定による報告又は通報 は、 電磁的 (以下この条に 方法であって、 お て 当 報 該 告 届 出 とい 内容
- 0 内容を報告等をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行うよう努めなければならない。 項 0 規 定による届出 [をすべ き医師 (前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除 は 電磁的方 法 であって、 当該届: 出

6

# 7 · 8 (略)

9 ついては直ちに、 第二項から第七項までの規定は、 同項第 一号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは 前項の規定による届出について準用する。 この場合において、 第二項中 「同項第 厚生労働省令で定める期間内 一号に掲げる者に係るも と読

#### 10 (略)

み替えるものとする。

# (結核患者の医療)

第三十七条の二 核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。 都道府県は、 結核の適正な医療を普及するため、 その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、

- 2 前 頭の申 請 は、 当 |該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。
- 3 かなければならない。 都道府県知事 は 前 項の申請に対して決定をするには、 当該保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する感染症診査協議会の意見を聴
- 4 項の 申 請があってから六月を経過したときは、 当該申請に基づく費用の負担は、 打ち切られるものとする。

# 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療)

第四十四条の三の二 け 対 る厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。 象者」という。 これに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症の患者 又はその保護者から申請があったときは、 都道府県は、 厚生労働省令で定める場合を除き、 当該新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者が第1 その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若 以下 「新型インフルエンザ等感染症外出自粛 一種協定指定医療機関 図から受

#### 2 (略)

# (新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出

第四十四条の三の六 規定により入院している新型インフルエンザ等感染症の患者が退院し、 健所設置 て厚生労働省令で定める事項を、 市 等の 区域内にある場合にあっては、 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、 電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣 その所在地を管轄する保健所設置市等の長、 又は死亡したときは、 第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の 都道 厚生労働省令で定めるところにより、 |府県知事及び厚生労働大臣| に届け出 (その 当該患者につ なけ 所在地が れば

ならない。

## (新感染症 外出自粛対象者 1の医療)

第五十条の三 に相当する場所から外出しないことの協力を求められた新感染症の所見がある者 申請があったときは、 都道府県は、 当該新感染症外出自粛対象者が第二種協定指定医療機関から受ける厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。 厚生労働省令で定める場合を除き、 その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若しくはこれ (以下「新感染症外出自粛対象者」という。) 又はその保護者か

#### 2

#### 照合等の 禁止

う。 五 の情報と照合してはならない。 れた一切の事項をいう。)若しくは匿名感染症関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、 は認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、 十六条の四十二 当該感染症関連情報から削除された記述等 は、 匿名感染症関連情報を取り扱うに当たっては、 前条第 項の規定により匿名感染症関連情報の提供を受け、これを利用する者 (文書、 図画若しくは電磁的記録 当該匿名感染症関連情報の作成に用いられた感染症 (電磁的方式 若しくは記録され、 (電子的方式、 (以 下 又は音声、 「匿名感染症関 磁気的方式その他 関連情報に係る本 又は当該匿名感染症関連情報を他 動作その他の方法を用いて表さ 連情報利用 人の知覚によって 人を識別するため 者」とい

第五十六条の四十三 染症関連情報を消去し 匿名感染症関連情報利用者は、 提供を受けた匿名感染症関連情報を利用する必要がなくなったときは、 遅滞なく、 当 該匿 名感

#### 安全管理 措置

なけ

ればならない。

のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 十六条の四十四 匿名感染症関連情報利用者は、 匿名感染症関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他の当該匿名感染症関連情報の安全管

#### 利用者の 義務

第五 染症関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 十六条の四十五 匿名感染症関連情報利用者又は匿名感染症関連情報利用者であった者は、 又は不当な目的に利用してはならない。 匿名感染症関連情報 の利用に関し て知り 得 た匿 名感

#### (手数料)

第五十六条の四十九

略

- 2 者であるときは、 厚生労働大臣は、 政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の 又は免除することができる。 向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める
- 3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

# ○ 健康増進法(平成十四年法律第百三号)(抄

(目的)

第一条 がみ、 この法 もって国民保健の向上を図ることを目的とする。 国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、 律は、 我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、 国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を 国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかん

 $\bigcirc$ に支援するための 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 法律等の 部を改正する法律第三条の規定による改正後】 (平成十七年法律第百二十三号) (抄) 【障害者の日常生活及び社会生活を総合

(定義)

第四条 て十八歳以上であるものをいう。 者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であっ である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者 二条第二項に規定する発達障害者を含み、 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、 知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。 以 下 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上 (発達障害者支援法 「精神障害者」という。 (平成十六年法律第百六十七号) )のうち十八歳以上である

- 2 この法律において 「障害児」とは、 児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 (略)

# 第五条 (略

2~5 (略)

6 お 話 この法律にお いて、 の供与をいい、 病院その他の主務省令で定める施設において行われる機能訓練、 て「療養介護」とは、 「療養介護医療」とは、 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、 療養介護のうち医療に係るものをいう。 療養上の管理 看護、 医学的管理の下における介護及び日常生活上 て昼間 世

## 24 (略)

25 必要な医療であ この法律において「自立支援医療」とは、 って政令で定めるものをいう。 障害者等につき、 その心身の障害の 状態の軽減を図り、 自立した日常生活又は社会生活を営 む しために

#### 26 29 (略

自立支援医療費の支給)

Ŧ. 療機関から当該指定に係る自立支援医療 害者等に 対し、 市 町村等は、 当該指定自立支援医療に要した費用について、 支給認定に係る障害者等が、 。 以 下 「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、 支給認定の有効期間内において、 自立支援医療費を支給する。 第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援 主務省令で定めるところにより、 当該支給認定 医

## 2 (略)

- 3 第二項第二号に規定する生活療養をいう。 事 療養をいう。 自立支援医療費の額 以下この には、 項において同じ。 一月につき、第一号に掲げる額 以下この項において同じ。 が含まれるときは、 (当該指定自立支援医療に食事療養 当該額及び第二号に掲げる額の合算額、 )が含まれるときは、 当該額及び第三号に掲げる額の合算 (健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食 当該指定自立支援医療に生活療養 額 (同 条
- た額の百分の十に相当する額を超えるときは、 た額から、 同 一の月に受けた指定自立支援医療(食事療養及び生活療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法 当該支給認定障害者等の家計の負担能力、 当該相当する額) 障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額 を控除して得た額 (当該政令で定める額が当該算定し の例により算定
- 十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、 当該指定自立支援医療 (食事療養に限る。) 支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して主務大臣が定める額を控除 につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額 か 5 健 険
- 五 項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、 条の 「該指定自 一第 立支援医療 一項に規定する生活療養標準負担 (生活療養に限る。 につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、 額、 支給認定障害者等の所得の状況その 及びこれによることを適当としないときの自立支援医療に要 他の事情を勘案して主務大臣が定める額 を控除 健康保険 した額 公法第八

4

する費用の額 の算定方法は、 主務大臣の定めるところによる。

- 5 援医療機関に支払うべき当該指定自立支援医療に要した費用について、 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、 当該支給認定障害者等に代わり、 当該指定自立支援医療機関に支払うことができる。 自立支援医療費として当該支給認定障害者等に支給すべき額の限度にお 市町村等は、 当該支給認定障害者等が当該指 定自 立支
- 6 前 項の規定による支払があったときは、 支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があったものとみなす。

## 都道府県障害福 祉計画

第八十九条 提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画 都道府県は、 基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、 ( 以 下 「都道府県障害福祉計画」という。 各市町村を通ずる広域的な見地から、 を定めるものとする 障害福祉サー ピ ス (D)

- 2 都道府県障害福祉計画 においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、 指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必
- 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

要な量の見込み

障害福

祉

サービス、

- 兀 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、 前項各号に掲げる事項のほ か、 次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 前項第一 一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 措置に関 前項第一 する事項 一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、 指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の 確保又は資質の向 上の ため に講ずる
- 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 兀 教育機関 前 項第1 一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、 公共職業安定所、 障害者職業センター、 障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの 措置を実施する機関その

#### 4 10 略

他

0

関係機関との

連携に関する事

#### (照合等の 禁止)

第八十九条の二の四 前条第 項の規定により匿名障害福祉等関連情報の提供を受け、 これを利用する者 ( 以 下 「匿名障害福祉等関連情報利用者」

該匿名障害福祉等関連情報を他の情報と照合してはならない。 他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名障害福祉等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、 の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。 人を識別するために、 という。 ) は、 匿名障害福祉等関連情報を取り扱うに当たっては、 当該障害福祉等関連情報から削除された記述等 当該匿名障害福祉等関連情報の作成に用いられた障害福祉等関連情報に係る本 (文書、 図画若しくは電磁的記録 )に記載され、 (電磁的方式 若しくは記録され、 (電子的方式、 又は音声、 磁気的-動 ?方式そ 又は当 作その

#### (消土)

第八十九条の二の五 該匿名障害福 祉等関連 匿名障害福祉等関連情報利用者は、 情報を消去し なけ ればならない。 提供を受けた匿名障害福祉等関連情報を利用する必要がなくなったときは、 遅滞なく、 当

# (安全管理措置)

第八十九条の二の六 報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならない。 匿名障害福祉等関連情報利用者は、 匿名障害福祉等関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その他の当該匿名障害福祉等関連

# 利用者の義務)

第八十九条の二の七 得た匿名障害福 祉等関 匿名障害福祉等関連情報利用者又は匿名障害福祉等関連情報利用者であった者は、 連 情 報  $\mathcal{O}$ 内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。 匿名障害福 祉等関連 情報 0) 利用に 関 て知

#### (手数料)

- 第八十九条の二の十一 受けて、連合会等が第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては に納めなければならない。 匿名障害福祉等関連情報利用者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国 (前条の規定により主務大臣からの委託を 連合会等
- 2 る者であるときは、 主務大臣は 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の障害者等の福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定め 政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、 又は免除することができる
- 3 第一項の規定により連合会等に納められた手数料は、連合会等の収入とする。

0 石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号) (抄)

救 済給付の 種

(以下「機構」という。) がこの章の規定により支給するものとする。 石綿による健康被害の救済のため支給される給付 (以 下 「救済給付」という。)は、 次に掲げるとおりとし、 独立行政法人環境再生保全機

医療費

二~六 略

(医療費の支給及び認定等)

第四条 る。 機構は、 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、 その請求に基づき、 医療費を支給す

に基づき、 機構は、 機構が行う。 認定を行ったときは、 当該認定を受けた者 「被認定者」という。)に対し、 石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。

(以 下

(以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。) は、

医療費の支給を受けようとする者の申

請

4 (略) 3

2

前

項の認定

医療費の支給の要件及び範囲

第十 る死亡した者以外の者であるときは、 げる医療を受けたときは、 の請求及び支払に関し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲 医療機関又は保険薬局その他病院、 <u>-</u> 条 機構は、 被認定者が、 当該被認定者に対し、その請求に基づき、 その認定に係る指定疾病につき、 診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局であって環境省令で定めるもの 当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、 健康保険法 医療費を支給する。この場合において、 (大正十一年法律第七十号) 第六十三条第三項第一 被認定者が第五条第 医療費を支給するものとする。 (これらの開設者が診療報酬 号に規定する保険 項の決定に係

薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、 手術及びその他の治療

兀 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その 他 心の看護

五. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

 $\bigcirc$ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 (平成二十一年法律第八十一号) (抄)

(定義)

第二条(略

項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域 この法律において 「関係県」とは、 公害健康被害の補償等に関する法律 (当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。 (昭和四十八年法律第百十一号。 以下「補償法」という。)第二条第二 以 下 「指定地域」と

いう。)の属する県をいう。

3~5 (略)

(救済措置の方針)

第五条 養費及び療養手当の支給 感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、 政府は、 関係県の意見を聴いて、 (以下「救済措置」という。) に関する方針を定め、 過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、 公表するものとする。 か つ、 四肢末梢優位 一時 金、 療 0

2 前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨 既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第四条第二項の認定の申 請、 訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係

性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項 四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、 口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、 舌の二点識別覚の障害又は求心

三 費用の負担その他の必要な措置に関する事項

3~6 (略)

7 関係県は、第一項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

8 政 分府は、 関 係県が前項の支給を行うときは、 予算の範囲内で、 当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

(水俣病被害者手帳)

第六条 るためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとす 分府は、 前条第一 項の方針において、 同項及び同条第二項に定めるもののほか、 関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確

2·3 (略

 $\bigcirc$ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百二十六号)

(定義)

# 第二条 (略)

2 その他母子感染者に類する者として厚生労働省令で定めるもの 炎ウイルスに感染した者であって当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態として厚生労働省令で定めるもの(以下この条において この法律において「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、 「持続感染の状態」 という。)になったもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者 七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝 ( 以 下 「母子感染者に類する者」という。)であって持続感染の状態になったもの (以 下 「母子感染者」という。)

をいう。

3·4 (略)

(定期検査費の支給)

# 第十二条 (略)

- 2 定期検査費の支給の請求は、 その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができない。
- 3 る。 法等」という。) 定期検査費の額は、 の規定により当該特定無症候性持続感染者が受け、 当該定期検査に要する費用の額から、 健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の政令で定める法律 又は受けることができた当該定期検査に関する給付の額を控除した額とす ( 以 下 「健康保険
- 4 前項の定期検査に要する費用の を超えることができない。 額は、 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、 現に要した費用の
- 5 第三条第二項及び第三項の規定は、定期検査費の支給について準用する。

# (母子感染防止医療費の支給)

# 第十三条 (略)

- 2 定無症候性持続感染者の子が受け、 母子感染防止 医療費の額は、 当該母子感染防止医療に要する費用の額から、 又は受けることができた当該母子感染防止医療に関する給付の額を控除した額とする。 健康保険法等の規定により当該特定無症候性持 続感染者又は当該特
- 3 項の規定は前項の母子感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。 第三条第二項及び第三項の規定は母子感染防止医療費の支給について、 前条第二項の規定は母子感染防止医療費の支給の請求につい 同 · 条第

# ○ がん登録等の推進に関する法律 (平成二十五年法律第百十一号) (抄)

#### (定義)

第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう

- 2 この法律において「がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいう。
- 3 うに体系的に構成したものをいう。以下同じ。)に記録し、及び保存することをいう。 おけるがんの罹患 この法律において「全国がん登録」とは、 診療、 転帰等に関する情報をデータベース(情報の集合物であって、 国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、 当該情報を電子計算機を用いて検索することができるよ この法律の定めるところにより、 国 が国内に
- 4 療が行われたがんの罹患、 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、 診療、 転帰等に関する詳細な情報を記録し、 及び保存することをいう。 当該病院にお . T

### 5 (略)

6

この法律において「全国がん登録データベース」とは、 第五条第一項の規定により整備されるデータベースをいう。

#### 7 10 (略

# (都道府県知事による審査等及び提出)

- 八条 項 出 の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報 しなければならない。 都道府県知事は、 当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、 (以下この章において 「都道府県整理情報」という。 その結果得られた第五条第 を厚生労働大臣に
- 都道府県知事は、 前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、 全国がん登録データベースを用いて、 都道府県がん情報を利用すること

2

(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化)

第十五条 別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定め 厚生労働大臣は、 全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、 がんに係る調査研究のためにがんに罹患し た者の識

2 · 3 (略)

る期間内にその匿名化を行わなければならない。

(厚生労働大臣による利用等)

第十七条 りでない。 スを用いて、 その情報により識別をすることができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、 厚生労働大臣は、 全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、 国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、 又は次に掲げる者に提供することができる。 これに必要な限度で、 ただし、 当該利用又は提供によっ 全国がん登録デー タベ 限 ]

おいて同じ。 国の他の行政機関及び独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。 次号に

関若しくは独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者 国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は国 0 行 政

二 前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者

2 (略

(都道府県知事による利用等)

第十八条 できる。この場合においては、 データベースを用いて、 都道· 府県知事は、 当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、 当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、 前条第一項ただし書の規定を準用する。 これに必要な限度で、 又は次に掲げる者に提供することが

当該都道府県が設立した地方独立行政法人 次号及び次条第一 項において同じ。 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地 方独立 行 政 法 人を

当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調

機

査 研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 · 3 (略)

(市町村等への提供)

第十九条 七 提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、 る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化 条第 一項ただし書の規定を準用する。 都道府県知事 は、 次に掲げる者から、 当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、 全国がん登録データベースを用いて、 その提供を行うものとする。 この場合においては、 当該都 道 府県に係 第十

- 一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人
- 当該都道府県の区 んに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行 .域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町 村のがん対策の企画立案若しくは実施 に必必 要な
- 二 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者

2~4 (略)

う者

都道府県がんデータベース)

第二十二条 当する情報と都道府県がん情報の 一を限り、 都道府県知事 これらの情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができる。 は、 当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、 全部又は一 部を一体的に記録し、 及び保存する必要があると認めるときは、 全国がん登録デー 次の各号の -タベー いず スを用 ħ かに該

この法 『がん登 録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報 律 の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、 診療、 転帰等に関する情報を収集し、 及び保存する事業であって、

全

- める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、 当該都道 一府県の 区域内の病院等の管理者、 市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定 診療、 転帰等に関する情報
- 制 デー の機関の 都 道府県 タベ が知事は、 意見を聴かなければならない。 ] スに記録 前項のデータベース L 及び保存する情報の対象範囲を拡大しようとするときは、 (以下この章において ただし、 都道府県がんデータベースに記録し、 「都道府県がんデータベース」という。)を整備しようとするとき又は都道 あらかじめ、 及び保存しようとする情報が、 第十八条第 一項に規定する審議会その 都道府県におけるがん対 他 の合議 府県 が

2

策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、 この限 りで

ない。

3 5 略

(手数料

第四十一条 略

2 前項の規定により 国立 がん研究センターに納められた手数料は、 国立がん研究センターの収入とする。

3 略

難病の 患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 抄

 $\bigcirc$ 

、特定医療費の支給

第五条 童福祉法 定難病の患者に対し 支給認定の有効期間 適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。 ることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質か 当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、 「指定特定医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者 以下同じ。)のうち、 都道府県は、 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条に規定する保護者をいう。 支給認定 (第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。 都道府県知事が指定する医療機関 同条第三項の規定により定められた指定医療機関から受けるものであって当該支給認定に係る指定難病に係るもの (第七条第一項に規定する支給認定をいう。 (以下「指定医療機関」という。) が行う医療であって、 第七条第四項において同じ。 か 以下この条及び次条において同じ。)を受けた指定難病 ~ つ、 当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まって 以下同じ。)に対し、当該指定特定医療に要した費用について、 )内において、 厚生労働省令で定めるものをい 特定医療 以下同じ。 (支給認定を受けた指 (難 ) の患者が、 病 のうち、 以 (児 特

2 特定医療費の額は、 号に規定する食事療養をいう。 同 条第 二項第二 一月につき、 一号に規定する生活療養をいう。 以下この項において同じ。)が含まれるときは、 第一号に掲げる額 (当該指定特定医療に食事療養 以下この項において同じ。 当該額及び第二号に掲げる額の合算額、 (健康保険法 が含まれるときは、 (大正十一年法律第七十号) 当該額及び第三号に掲げる額 当該指定特定医療に 第六十三条第 の合算 二項

定医療費を支給する。

とする。

- おい 定難 者であって、 定を受けた指定難病の患者又はその保護者と同一の世帯に属する他の支給認定を受けた指定難病の患者及び児童福祉法第十 定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等 か 同 病の患者が高齢者の医療の確保に関する法律 て同じ。 当 0) 当該相当する額) 該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の家計の負担能力、 月に受けた指定特定医療 )の数その他の事情をしん酌して政令で定める額 同法第六十七条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合その他政令で定める場合にあっては、 を控除して得た額 (食事療養及び生活療養を除く。 (昭和五十七年法律第八十号) (同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。 (当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十 )につき健康保険の療養に要する費用の 第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険 当該支給認定を受けた指定難病の患者の治療状況、 額の算定方法の例により算定 百分の十) (当該支給認定を受けた指 に相当する額を超える 第三十二条第四項に 九条の三第三項 当 該支給認 した額 に規
- 条第二項に規定する食事療養標準負担額、 当該指定特定医療 (食事療養に限る。 )につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、 支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の所得の状況その他 の事情を勘案して厚生労働 健康保険法第八十五 大臣

ときは、

- 条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、 が定める額を控除した額 当該指定特定医療 (生活療養に限る。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、 支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働 健康保険法第八十五
- 3 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、 額の算定方法は、 厚生労働大臣の定めるところによる 及びこれによることを適当としないときの特定医療に要する

大臣が定める額を控除した額

## (支給認定等

都道府県は、 前条第 項の 申 請に係る指定難病の患者が、 次の各号の いずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるとき

- は、 支給認定を行うものとする。
- その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。

その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき

- 2 省令で定める場合を除く。 都道府県は 前条第 項の申請があった場合において、 は、 あらかじめ、 次条第一項に規定する指定難病審査会に当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしな 支給認定をしないこととするとき (申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労
- 3 定医療を受けるものを定めるものとする。 道府県は 支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、 指定医療機関の中から、 当該支給認定を受けた指定難病の患者が特

ことに関し審査を求めなければならない。

- 4 を交付しなければならない。 令で定めるところにより、 都道府県は、 支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者(以下「支給認定患者等」という。)に対し、厚生労働 支給認定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した医療受給者証 以下 「医療受給者証」という。
- 5 支給認定は、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日に遡ってその効力を生ずる。
- 支給認定の申請のあった日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいずれか遅い 第 一項第一号に掲げる場合に該当する者 指定医が、当該者の病状の程度が同号の厚生労働大臣が定める程度であると診断 日 した日、 又は当該
- あ った日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいずれか遅い日 第一項第二号に掲げる場合に該当する者 当該者が同号の政令で定める基準に該当することとなった日の翌日、 又は当該支給認 定 の申 請

0

- 6·7 (略
- 8 前 項の規定による支払があったときは、 当該支給認定患者等に対し、 特定医療費の支給があったものとみなす。

# (照合等の禁止)

第二十七条の三 う。) は、 方法を用いて表された一 人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、 別するために、 定難病関 匿 連情報を他の情報と照合してはならない。 名指定難病関連情報を取り扱うに当たっては、 前条第一 当該同意指定難病関連情報から削除された記述等 切の事項をいう。)若しくは匿名指定難病関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、 項の規定により匿名指定難病関連情報の提供を受け、これを利用する者 当該匿名指定難病関連情報の作成に用いられた同意指定難病関連情報に係る本人を識 (文書、 図画若しくは電磁的記録 (以下「匿名指定難病関 (電磁的方式 (電子的方式、 又は音声、 連情報 磁気的方式その他 利用者」 動作その他 又は当該匿 とい 名 0

#### (消去)

第二十七条の四 定難病関連情報を消去し 匿名指定難病関連情報利用者は、 なければならない。 提供を受けた匿名指定難病関連情報を利用する必要がなくなったときは、 遅滞なく、 当該匿名指

# (安全管理措置)

第二十七条の五 管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。 匿名指定難病関連情報利用者は、 匿名指定難病関連情報の漏えい、 滅失又は毀損の防止その 他の当該匿名指定難 病関連情 報 い安全

# (利用者の義務)

第二十七条の六 指定難病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、 匿名指定難病関連情報利用者又は匿名指定難病関連情報利用者であった者は、 又は不当な目的に利用してはならない。 匿名指定難病関連情報の利用に関して知り得た匿名

#### (手数料)

# 第二十七条の十 (略

- 2 特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、 厚生労働大臣は、 前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の難病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資するために 政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、 又は免除することができる。
- 3 第 項の規定により医薬基盤 健康・栄養研究所等に納められた手数料は、 医薬基盤・健康・栄養研究所等の収入とする。

# 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律 (平成二十九年法律第二十八号) (抄

#### (定義)

 $\bigcirc$ 

- 第二条 下同じ。)であるものが含まれる個人に関する情報のうち、 作られる記録をいう。 る当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述 (個人情報の保護に関する法律 (文書、 この法律において「医療情報」とは、 図画若しくは電磁的記録 以下同じ。)に記載され、 (平成十五年法律第五十七号) (電磁的方式 特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であって、 若しくは記録され、又は音声、 (電子的方式、 次の各号のいずれかに該当するものをいう。 第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で 動作その他の方法を用いて表された一切の事項 以下同じ。)を除く。)をいう。 当該心身の状態を理由とす (個人識別符号 以
- それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ)
- 二 個人識別符号が含まれるもの

# 2 · 3 (略)

- 4 限 この法律において り特定の 個 人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。 「仮名加工医療情報」とは、 次の各号に掲げる医療情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じ て他 の情報と照合しない
- 第一項第一号に該当する医療情報 当該医療情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性

を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

- 規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。 第 一項 第 一号に該当する医療情報 当該医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる
- 5 できるように体系的に構成したものその他特定の医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの この法律において「医療情報取扱事業者」とは、医療情報を含む情報の集合物であって、 第六十八条において「医療情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。 特定の医療情報を電子計算機を用いて検索することが

#### 6 (略)

7

定めるものをいう。 とができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で (仮名加工医療情報データベース等 この法律において )を構成するものに限る。 「仮名加工医療情報作成事業」とは、 (仮名加工医療情報を含む情報の集合物であって、 以下同じ。 )を作成する事業をいう。 医療分野の研究開発に資するよう、医 特定の仮名加工医療情報を電子計算機を用いて検索するこ |療情報を整理し、 及び加工して仮名加工 医療 情報

# (連結可能匿名加工医療情報の提供)

- 第三十 り匿名医療保険等関連情報 険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる状態で提供することができる。 の政令で定める者に対してする場合に限り、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により作成した匿名加工医療情報について、 · 一 条 認定匿名加工 医療情報作成事業者は、 (同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。 高齢者の医療の確保に関する法律 以下この項において同じ。 (昭和五十七年法律第八十号) )の提供を受けることができる者その他 第十六条の二第 項の規定によ 匿 名医療保
- 2 要な情報として主務省令で定めるものの提供を求めることができる。 政令で定める大臣 認 定匿名加工医療情報作成事業者は、 (以下この条において「厚生労働大臣等」という。 匿名加工医療情報を前項に規定する状態にするため、 に対し、 匿名加工医療情報等を提供した上で、 主務省令で定めるところにより、 当該状態にするために必 厚生労働大臣その
- 3 ことができる。 厚生労働大臣等は 前項の規定による求めがあったときは、 認定匿名加工医療情報作成事業者に対し、 同項の主務省令で定める情報を提供する

## 4~7 (略

# 仮名加工医療情報の作成等)

第 きないようにするために必要なものとして主務省令で定める基準に従い、 三十五条 認定 仮名加工医療情報作 成事業者は、 仮名加工医療情報を作成するときは、 医療情報を加工しなければならない。 他の情報と照合しない限 り特定の個 人を識別することがで

2~5 (略

(仮名加工医療情報の提供)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる場合において、 当該仮名加工医療情報の提供を受ける者は、 前項の規定の適用については、 第三者に該当しないものとする

仮名加工医療情報が提供される場合 第四十条において準用する第十一条第一項、 第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って

二 (略)

(仮名加工医療情報の作成等)

第四十八条 認定医療情報等取扱受託事業者は、 仮名加工医療情報を作成するときは、第三十五条第一項の主務省令で定める基準に従い、 医療情報

を加工しなければならない。

2~5 (略)

○ 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)(抄)

第十一 役員の選 任及び解任は、 厚生労働大臣の認可を受けなければ、 その効力を生じない。

2 · 3 (略)

第十六条 (略)

2 が委嘱するものとし、 審査委員会の委員は、 その数は、 診療担当者を代表する者、 診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする 保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、定款の定めるところにより、 それぞれ理事長

3 前項の委嘱は、 診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦により行わなければならない

第十八条 審査委員会は、 診療報酬請求書に係る審査等のため必要があると認めるときは、 厚生労働大臣の承認を得て、 当該診療担当者に対して出

頭及び説明を求め、 報告をさせ、 又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。

2·3 (略

〇 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄

第二百六十三条の三 表者は、 互間の連絡を緊密にし、 その旨を総務大臣に届け出なけ 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、 並びに共通の問題を協議し、 ればならない。 及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、 市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、 当該連合組織の代 その相

②~⑤ (略)

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2~4 (略)

 $\bigcirc$ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第百五十三号) 抄

、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。 記録するもの 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、 (以 下 「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。 機構に対し、 自己に係る利用者証明用電子証明書 以下同じ。 であって、 個人番号カードに (利用者証明利用

2 10 (略)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

### 不都道府県行動 計

第七条 計 画 という。 都道 府県知事は、 )を作成するものとする。 政府行動計画に基づき、 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画 (以下 「都道 府県行動

- 2 都道府県行動計 画においては、 おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

- 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
- 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、 動 向及び原因の情報収集並びに調
- 口 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、 指定地方公共機関、 医療機関、 事業者及び住民へ の 適切な方法による提供

置

査

- 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関 はする措
- = 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
- ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措
- るべき事項 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準とな
- 兀 新型インフル エンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 五. 新型インフルエ ンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもの のほか、 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関 し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 9 略
- 行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) (抄

#### (定義)

0

第二条 略

2 6 略

7

磁的方法 この法律において 年齢 に満たない場合を除き本人の写真が表示され、 (電子的方法) 「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。 カュ つ、 これらの事項その他主務省令で定める事項 第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定め 第十八条において同じ。)により記録された 以下 「カ F -記録事 ·項 」 という。 が電

る閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。 カードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者によ

氏名

外転出届(同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。)に記載された転出の予定年月日) 住所(国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。)にあっては、国外転出者である旨及びその国

三 生年月日

兀

性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

8~15 (略)